

## おたる国際福祉・観光専修学院 成績評価基準

(令和8年1月16日制定)

(目的)

- 1 この基準は、おたる国際福祉・観光専修学院学則第18条第2項および同施行細則13条第2項に基づき、おたる国際福祉・観光専修学院（以下「本学」という。）の専門課程における学修成果の評価（以下「成績評価」という。）に関する指針を定める。

(適用)

- 2 この基準は、本学の専門課程を履修するすべての学生に適用される。

(成績評価の基準)

- 3 授業科目の成績評価は、設定する学修成果の達成度（到達目標）に対する評価に基づく、A、B、C、Dの4段階で行う。A、BおよびCの評価を合格とし、単位を与える。

| 評 価 | 評価基準                           | 評 点      |
|-----|--------------------------------|----------|
| A   | 到達目標を十分に達成している                 | 100～80 点 |
| B   | 到達目標を一応達成している                  | 79～70 点  |
| C   | 不十分なところはあるが、到達目標の最低限レベルは満たしている | 69～60 点  |
| D   | 到達目標を達成していない                   | 59 点以下   |

- 4 段階評価に適さない授業科目については、「合格」、「不合格」により成績評価することができる。
- 5 各学科は、4段階評価のもとで、必要に応じて、より詳細な評価基準を定めることができる。

(成績評価の方法)

- 6 成績評価は、授業科目の内容・教育目標等に応じて、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、またはこれらの併用による総合的評価に基づいて、行うものとする。
  - (1) 筆記による試験（小試験、中間および期末試験、追試験、再試験等）
  - (2) 口答による試験
  - (3) 宿題・課題・レポートの提出、課題に関するプレゼンテーション
  - (4) 実技の習得度

(5) 授業への出席状況、学習態度

- 7 前項に掲げるもののほか、教員が必要と認めるときは、各学科において、成績評価の方法を協議し、その方針を定めることができる。

(シラバス等による開示)

- 8 授業科目の担当教員は、予め、シラバス等により、各科目における学修の到達目標および成績評価の方法を明示するものとする。

(成績評価の提出)

- 9 授業科目の担当教員は、予め設定された期日まで試験後 1 週間以内に、成績評価を提出しなければならない。

(成績評価の変更)

- 10 成績評価を変更する場合は、提出後 1 週間以内に行わなければならない。

(成績評価に対する質問権)

- 11 学生は、成績評価公表後 1 週間以内に、所定の書類により、授業科目の担当教員に説明を求めることができる。

- 12 説明を求められた教員は、誠実にこれに対応しなければならない。

(G P A)

- 13 学生の専門課程における成績評価値（学力水準）を測定するために、以下の計算式による G P A を用いる。

$$G P A = (3 \times A \text{ 評価の単位数} + 2 \times B \text{ 評価の単位数} + 1 \times C \text{ 評価の単位数}) \div \text{総履修届出単位数 (D 評価を受けた科目の単位を含む)}$$

(事務組織)

- 14 成績評価の事務は、法人事務局学務部が所掌する。

(その他)

- 15 成績評価の運用は、この基準に拠るほか、教員会議が定める。

(附則)

- 1 この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。